

古文字學研究文獻提要

今號では近年の中國人研究者による古文字學の論考のうち、他の論考によく引用されている代表的なもの、あるいは近年の研究動向を示す特徴的なものを取り上げた。

裘錫圭著「西周銅器銘文中的『履』」は金文の當該字について従来の説を覆し、現在通説となっているものである。李家浩著「先秦文字中的『縣』」は歴史學の論考でもよく引用されているもの。陳劍著「甲骨金文舊釋『尤』」之字及相關諸字新釋」は、古文字の字釋についてユニークな視點を持つもの。劉釗著「利用郭店楚簡字形考釋金文一例」は戰國竹簡を西周金文の釋讀に利用した代表的な研究であり、林澧著「究竟是『翦伐』還是『撲伐』」はそれに對する批判である。李小燕・井中偉著「玉柄形器名『瓚』說」輔證內史宅同與《尚書・顧命》「同瓚」問題」は考古學の研究の成果を文字學に取り入れたものである。

裘錫圭著「西周銅器銘文中的『履』」

裘錫圭により、一九八二年に著された論考である。『甲骨文與殷周史』第三輯（上海古籍出版社、一九九一年）及び『古文字論集』（中華書局、一九九二年）に収録されており、本提要の據る『裘錫圭學術文集』第三卷（復旦大學出版社、二〇一二年）には後者のものが採られている。

本論考で取り上げられている「履」字は、西周貴族が土地の所有權あるいは使用權を移讓する際に土地の境界を定める踏查行爲を示すと考えられており、裘錫圭もそれを古文字・上古史研究者における常識であるとしている。そのうえで裘錫圭は、西周銅器銘文のなかでこれまで「履」と讀まれていなかった字も「履」と解釋すべきであるとして、字形と文義の觀點から檢討を加えた。

はじめに、裘錫圭はすでに「履」として解釋が一致している銘文中の用例を擧げる。まず、大簋（『殷周金文集成』4298・4299）の銘文「豕以蹶履大錫里」に見える「履」が例示される。この「履」は清の許瀚が『說文』の「履」の古文によって釋したもので、彼の「履猶今言踏勘正疆界也。……履古文從舟從頁從足、此省足」という説が引かれている。この説は多くの學者に受け入れられており、裘錫圭も同様に肯定しているが、許瀚が同じ「履」字の用例として齊侯鐘を引いているのは誤りと指摘している。「大錫里」とは周王が大に賜った土地のことと、蹶は「大錫里」の境界を定めるために遣わされたと考えられる。次に、一九七五年出土の五祀衛鼎（『集成』2832）の「履」字は、大簋の字形と比べると、「頁」の下に趾形、上に眉形が加えられている。履踏に脚が必要であるから「趾」が加えられ、また「眉」は「履」

の表意字の上に加えられた音符であると裘錫圭は解している。「履」と「眉」の古韻はどちらも脂部に屬し、「眉」は明母の字、「履」は來母の字で、明・來二母の關係も比較的密接なので、「眉」が「履」の聲旁となるのは非常に合理的である。こうした表意字に音符を加えるのは、古文字においてはしばしば見られる現象である。五祀衛鼎と出の九年衛鼎（『集成』2831）にある字形は、五祀衛鼎の「履」字の變體で、「水」・「履」聲に従い、「履」と讀んで通じる。また、これら二つの裘衛鼎に先んじて出土した永孟（『集成』10322）の「履」も、やはり五祀衛鼎とよく似た書法の字である。この「履」はかつて「舊」と誤讀されていたが、吳鎮烽・戚桂宴の二人がそれぞれ九年衛鼎の「履」字に據って解釋を改めた。

本論考において主題となるのは、散氏盤と匭生簋の銘文である。まず、散氏盤（『集成』10176）の「履」字は、「履」に解釋した學者もいたが、多數の承認を得られなかった。問題の字を裘錫圭は印刷の煩を避けるために△字に置き換えて説明している。ここでもそれに従って讀み進める。この△字は銘文中に六カ所登場し、かつては「竟」、「頁」、「覓」、「蔑」などに讀まれてきた。近年では孫詒讓が「眉」とするのに従う者が多かったが、章太炎だけは「履」と解釋した。章太炎の字形分析には誤りがあるが、衛鼎の「履」字と比較してみると、その解釋が正しいのがわかる。この△字は「頁」に従い、上に眉形を加えており、衛鼎「履」字と同じである。また、「頁」の下に趾形がなく、「舟」を短い横棒二本に省略しているのは、大簋蓋文の「履」字の「頁」の下に趾形がなく、「舟」を横棒一本に省略しているのと

似ている。こうした字形の省略について、裘錫圭は白寬父盥の例を擧げて傍證としている。文義のうえからも、この字は「履」に作るのが適切である。孫詒讓が『古籀餘論』卷三「散氏盤」で「眉道」という地名以外のこの字は境界を正すことだと述べているのを引き、彼は△字を「眉」に解しているのは誤りだが、意味的理解はほぼ正確になされていると裘錫圭は批評する。そして、「△道」以外の△字の意味はこれまでみてきた他の銘文中の「履」と完全に一致し、「履」字に解釋するのが合理的であるとする。散氏盤銘文は履田立封の状況を詳細に記録しており、九年衛鼎に記載するところと相互に證明できる。

最後に検討されるのが、匭生簋（『集成』4246—4265）である。この銘文中の「履」字は、これまで正しい解釋がなされてこなかった。この簋は一般に格伯簋と稱され、格伯が作ったものとされている。しかし、実際には、銘文は格伯が匭生から馬を受け取り、土地をその對價としたことを述べており、簋を作ったのは匭生であって、格伯ではない。劉心源は『奇觚室吉金文述』のなかでこのことを指摘しているが、匭生を「甬生」に誤っており、唐蘭がこの簋を匭生簋としているのが正しい。裘錫圭がこの銘文で「履」字としている字については、諸説紛々として「過」や「道」などの解釋があったが、そのなかで當時は「還」または「遼」とする二説が有力であった。しかし、これらの文字解釋には一つとして信憑性のあるものがないと裘錫圭はする。この字は「履」と讀むべきであり、これまで見てきた「履」字と同じく眉形を上に加えた「頁」だが、「頁」の頭部が「目」のような形に書かれているのは、「眉」の下部との關わりで音符を充實させる意味が

あるのだろう。「頁」の横の人形の下の偏旁は他の「履」字が従う「舟」の變體である。「履」の横に「疋」を加えている意味も同様であり、字形から見る限り、この字は「履」に作るべきなのである。文義のう えからみても、この字を「履」字に讀むのは、理にかなっている。格伯は卅田を棚生の馬の對價としたのだから、當然履田し境界を定める 必要があった。銘文に言うところは、散氏盤が載せる履田の詳細とよ く似ているが、散氏盤の記述の方がやや複雑で詳しい。

このように、他の西周銅器銘文中の「履」字との比較によって、散氏盤と棚生簋の銘文中において別の字に解釋されていたものも、「履」と解釋すべきであることが確認された。そして、このことは西周時代の土地制度を研究するうえで、意義のあることだと裘錫圭は最後に述べている。

なお、この論考については、本號收録の佐藤信弥氏による「金文學のツール―裘錫圭「西周銅器銘文中の“履”を例として―」でも取り上げている。そちらも併せて参照されたい。(横大路綾子)

李家浩著「先秦文字中的“縣”」

中央集權的統治を行うための制度である「郡縣制」、または郡縣制の形成期である春秋戰國時代の「縣」を考察した論考は古くより数多く存在する。本論考は春秋戰國時代の「縣」を考察すると共に、「縣」がすでに西周期に「還」として存在したことを論證する。初出は『文史』第二八輯(一九八七年)で、後に李家浩『著名中年語言學家自選集／李家浩卷』(安徽教育出版社、二〇〇二年)に收録された。

はじめに「縣」の出現は西周に溯ることができるといい、古文字中の「縣」字は「還」・「𨔵」・「鄴」と書かれたため、人々の注意を引くことはなかったという。

一章では、西周期における「還」字の見える青銅器銘文を考察する。古文字中の「縣」は「還」と書かれ、西周中晩期の免簠(集成4626・西周中期)(筆者注:原文では免瑚という。以下同じ。)に「奠(鄭)還」、元年師旅簋(集成4279—4282・西周晩期)(筆者注:原文では師旅簋という。以下同じ。)に「豐還」と見えるという。免簠の「奠(鄭)還」の鄭は穆王が都を置いた「西鄭」であり、元年師旅簋の「豐還」の豐は周文王が建てた都城で周都の一つであったという。「鄭」・「豐」はいずれも周都で、「鄭縣」・「豐縣」の「縣」はいずれも國都の「縣」であり、この現象は注意するに値すると指摘する。そして、免簠と元年師旅簋の銘文内容について検討する。

二章では、春秋戰國期における齊・燕・三晉(韓・魏・趙)の金文や印文に見える「縣」に關係する史料を挙げる。「縣」字は、齊國文字では「縣」と書かれ、燕國文字では「還」・「𨔵」と書かれ、三晉文字では「鄴」と書かれるという。

三章では、「縣」の名の由来と古文字中の「縣」の性質について、傳世文獻と金文を用いて考察する。免簠の「還」字が「縣」と讀むことは、清人である阮元主編『積古齋鐘鼎款識』卷七・免簠(筆者注:免簠)に既に指摘されているという。傳世文獻で「縣」を「𨔵」に作るものは、『春秋穀梁傳』隱公元年・『國語』齊語・『廣韻』・『說文新附』・『汗簡』・『匡謬正俗』等に見え、「還」・「鄴」・「𨔵」三字は「𨔵」に従

い聲を得ており、しかも「𡗗」と「縣」の古音はともに匣母元部に屬し、音が近く通じたと指摘する。

傳世文獻の検討から、周代の「縣」は國都あるいは大城邑四周の廣大な地區（「縣鄙」）を指し、古代の「𡗗」聲に従う字は多く環繞（とりまく・取り圍む）の義があったという。そこから西周文字資料中の「縣」は縣鄙に屬す「縣」であると考えている。

次に春秋戰國期の縣について考察する。春秋期の齊の青銅器である叔尸罍（集成 589・春秋晚期）（筆者注：原文では齊叔弓罍）には「縣」が見えており、それは縣鄙に屬す縣であるという。また、戰國期の齊の「縣」は「都」下の行政區域である可能性があると考える。

燕は戰國期にはすでに郡縣制を實施しており、『戰國策』秦策四・燕策二といった文獻上に記載があるという。また、燕國文字中の「縣」は少なくとも一部分は縣鄙の「縣」である可能性があることを指摘する。燕國文字中の「縣」は縣鄙に屬す「縣」、または郡縣の「縣」、あるいはその他の性質の縣であるのか、一步進んだ研究を待つとしている。

三晉が戰國期に郡縣制を實施したことも、文獻上この方面の記載はさらに多いという。三晉文字中の「縣」は郡縣の「縣」であるという。以上のように、李家浩氏の研究は主に古文字學の方面から「還」と「縣」の關係を考察している。「還」について、李家浩氏以前には郭沫若氏のように「苑」と讀む説（郭沫若『兩周金文辭大系圖錄考釋』「免簠」）や、馬承源氏のように假借して「園」と讀むという説（馬承源主編『商周青銅器銘文選』文物出版社、一九八八年、二五二「免簠」）

等があった。しかし、これらの説も免簠に山林藪澤を管理する官とみられる林・虞・牧が見えることから推測されたものである。前述したように還と縣を結びつける者も過去には存在したが、本論考は還と縣の關係を論證した點について評價することができる。しかし、この論考には少なからず問題があり、その問題點をうけて縣の制度史の方面からこの關係について考察したものに、松井嘉徳『「縣」制邇及に關する議論およびその關連問題』（『泉屋博古館紀要』九、一九九三年。同『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年所收）があり、併せて参照すべきである。現在のところ、西周期の「還」についての史料は上記の免簠・元年師旅簠のみであり、「還」の研究のさらなる深化は今後の新史料の發見を待ちたい。

（三輪健介）

陳劍著「甲骨金文舊釋」尤、之字及相關諸字新釋」

本論文は當初二〇〇四年一〇月『北京大學中國古文獻研究中心集刊』第四輯（北京大學出版社）にて發表され、後に論文集『甲骨金文考釋論集』（錢裝書局、二〇〇七年四月）に收録された。殷墟甲骨文、特に王賓卜辭の命辭中にしばしば見られる「𠄎」字の字釋に關する論文で、一九二〇年代より丁山・胡光煒が字形の近さや『周易』に常見する「無尤」の語を根據として「尤」と釋して以來長らく定説となっていたこの字に對し、複数の觀點からの再検討を行った結果、同字が本來親指の意味の「拇・敏」字の表意初文であり、後代の卜筮で用いられる「吝」、また古書で憂・病の意味を持つ「愍」・「閔」などと釋されるべき字であると主張している。

本文は大きく五部分に分かれており、内容は以下の通りである。

第一部分では春秋・戦国時代の金文・古陶文・楚簡・古璽といった出土資料に見える尤(ㄣ)字と尤を部分に含む諸字の字形を検討する。そしてそれらの字に見える尤がㄣのように又から成る字ではなく獨立した構造の字であると結論し、また春秋早期の邾訖鼎に見える訖字がㄣに近い形状であるのに對し、近い時代の西周晚期に屬する兮甲盤の偏旁に使われている舊釋尤(文)は依然ㄣに近い形状をしており、兩者の間に連続性が存在するとは考え難いと指摘している。

第二部分では西周金文に見える舊釋尤(文)と文を偏旁に含む字である𠄎・𠄏などの字形を検討し、𠄎、𠄏などの字形も𠄎の異體字であると結論する。用例からも、西周の文とその關連字はほぼ「亡文」「無文」という使われ方をされており、殷墟甲骨文でのㄣの用例を受け継いでいるとする。また、西周中晩期の青銅器銘文によく見える「亡敗」の用例にも注目し検討を加えた結果、その多くが「民」と「文」が變化した「又」によって構成されていることを指摘する。字形と用例に對する上記の考察から、筆者は𠄎と𠄏の字義が同じであり、またこれらの字における文はみな聲符であるとも推測する。よって、文・𠄎・𠄏・𠄐などの諸形もまた、𠄎と近い發音を有し、尤とは無關係の字であると結論している。また、やや用例の特殊な班簋の銘文を上記の結論を踏まえて釋讀し、「亡不成𠄎天威不𠄎」の一句が古書の用例から「亡不成」と「𠄎天威」で區切るべきであるとし、「𠄎天威」が毛公鼎の「𠄎天疾畏」や『詩經』「𠄎天疾威」と對應していることを指摘して、この用例からも𠄎、すなわち文に屬する字が𠄎の發音に近

いことを再確認している。

第三部分では、𠄎と發音の近い戰國文字「𠄎」への検討を行っている。以前から仰天湖・包山・望山などの楚簡に見られ、また郭店楚簡でも多く出現した「𠄎」字が「文」の意味を持つ、『古文四聲韻』『汗簡』に引く石經に見える古文「𠄎」字であるとすると李天虹や李家浩の説を取り上げ、また李學勤の「𠄎」の上半分が民であるとする字釋を參照し、𠄎・文と發音でも通じるとしている。また楚簡の且がしばしば目と通用することから中央部分を目と釋し、楚簡のこれらの古文𠄎を「𠄎」と隸定し、第二部分での𠄎が𠄎と近い發音を持つことを、𠄎と𠄎の關係からも補強している。

第四部分では第二・第三部分での發音に關する結論を踏まえ、そもそも文の字形をどう解釋するかという問題に取り組んでいる。筆者は文を又(右手)の親指部分に指示符號の一筆を加えた字形であると解し、その原義が右手親指「拇」の表意初文であったと解釋する。發音からも拇と𠄎(𠄎)などの字との近似を指摘し、元は拇として作られた文字が𠄎・𠄏・𠄎・文として使うことが出来るのは不思議ではないとする。また拇と敏字の古書における通用關係を指摘し、漢代畫像石や『釋名』釋言語などの用例から敏と𠄎・𠄎が中古音では通用していたことを明らかにし、あるいは敏がそれ以前から𠄎に近い音を有していた可能性を指摘している。

第五部分は憂の意味を持つ「無𠄎」と「亡文」の關連を中心に、第四部分に引き續き「文(𠄎)」の字義を検討する。古書における𠄎・𠄎の用例を列舉しこれらが憂・病の意味を持つことから、甲骨金文の

「亡」文・「無文」・「亡敗」なども「無憂」・「無病」の類として意味が通じるとし、文とその関連字は金文「敗」と解釋を統一し、みな古書の「愍」・「閔」などと釋讀するべきであると結論している。また、殷墟卜辭で亡文以外の「乍（作）文」・「其文」・「佳（唯）文」などに見られる「文」の字義が、『周易』・睡虎池秦簡『日刊』・長沙子彈庫楚帛書・江陵王家臺秦墓竹簡『歸藏』などの卜筮に關する文獻にしばしば見られる「吝」の占斷と關連していることにも言及し、兩者が同義であるとす。『周易』中の「吝」は一般的に「悔」と解釋されるが、凶よりも程度の軽い有咎であり、閔（憂・病）とも意味にさほど差がないことから、筆者はこれらの語が元々同一字であったものが分化して複數の文字となったものと推測している。

本論文の大きな特徴は、甲骨文字の字釋を行うにあたり以前から使用されている金文や典籍だけでなく、楚簡などに見られる多くの戰國文字を材料として用い、舊來の説に對してかなり説得力のある反論を導き出しているところにある。特に郭店楚簡などが發見された一九九〇年代以降は戰國文字の研究がより活發になり現在までに多くの成果がまとめられているが、それらの研究成果を援用することで、甲骨文・金文と『說文解字』などの字書の時間的な空白を埋め、その間の字形の變化を考察するための一助となっている。ただ戰國文字を甲骨文研究に用いる手法には課題も皆無ではなく、兩者の間にはなお數百年の時間の隔たりがあり、時代・地域的な差異によって生ずる書體の違いの大きさを加味すると全ての甲骨文の成り立ちや變化がこの手法で解明出来る譯ではない。本論文において陳劍は西周・春秋時代

の文字資料、典籍といった舊來から用いられている資料をも積極的に併用し、多方面からの総合的な考察を行うことによって、導き出した結論に一定の説得力を持たせているのである。（齋藤加奈）

劉釗著「利用郭店楚簡字形考釋金文一例」

林澧著「究竟是「翦伐」還是「撲伐」」

劉釗論文は、初出は『古文字研究』第二四輯（中華書局、二〇〇二年）で、後に同氏の『古文字考釋叢稿』（嶽麓書社、二〇〇五年）に收録された。

郭店楚簡には圖一のように傍の部分の上部の形が共通する文字があり、劉釗は傍の部分全體を便宜的に一括して「美」と隸定する。（圖一〜三の字形は劉釗論文の圖版より引いた。）



これらの文字は郭店楚簡ではそれぞれ「察」「淺」「竊」字として用いられている。劉釗は、傍の「美」の部分は聲符にあたり、「辛」字の變體であるとする。また三體石經の「踐」の古文は「美」に従い、「美」は「淺」として用いられていることが確認される。

この「美」旁の字は圖二のように金文にも存在する。（上段が鞅鐘、中段が散氏盤に見える文字。下段は兮甲盤に見える文字に劉釗が補筆したもの。）

圖二



これらの字は従来鉄鐘の「戮伐厥都」(厥の都を戮伐す)のように「伐」字と連用される例が多く、「撲」と解釋されてきた。しかしこれでは散氏盤の「用矢燹散邑」(矢を用て散の邑を燹す)の讀みが通らないなどの問題がある。

劉釗は、金文のこれらの字の旁が郭店楚簡の「業」と共通する以上、金文でもこれらの文字を「撲」ではなく「𠄎」に従う文字と解釋すべきであるとす。そして「伐」字と連用される例は「踐伐」と釋し、音通によって「翦伐」と讀み、「斬盡殺絶」(皆殺しにする)の意とする。散氏盤の字は「察」あるいは「踐」と釋して「踏査」の意とし、當該部分は「矢に散の邑の田を踏査させる」という意味となるとする。

最後に、甲骨文中に圖三の字があるが、中の「辛」と「井」に従う部分は金文・楚簡の「業」と同一字形であり、やはり「翦」と讀むべきであるとす。

圖三



この劉釗論文を承けて書かれたのが林澧論文である。初出は『古文字研究』第二五輯(中華書局、二〇〇四年)で、後に同氏の『林澧學術文集(二)』(科學出版社、二〇〇八年)に收録された。

林澧はまず、劉釗論文は、二〇〇三年に發見された速盤(林澧による呼稱。この器は一般的には速盤と呼ばれるが、異稱が多い。詳細は本誌第二號の馬越靖史氏による「金文通解 速盤」を参照。)の釋讀において李學勤・董珊が引用するといった反響を得たとす。そして劉釗自身はきちんと引用していないが、彼の論は『郭店楚墓竹簡』(文物出版社、一九九八年)の注釋に見える裘錫圭の當該字に對する見解を基礎に立てられたものであることを指摘する。

ついで劉釗の言う「業」に従い、なおかつ「察」「竊」「淺」の系統の音ではなく竝紐屋部の音(すなわち「ぼく」の音)で讀まれる字の例として、郭店楚簡『老子』甲本の「僕」や包山楚簡の「僕」、西周金文の「僕」字(圖四上段、幾父壺に見える文字。圖四は林澧論文の圖版より引いた。)の例を取り上げる。

圖四



金文の「僕」字の構成については、右側の旁の部分は「辛」から變化したものであり、また「𠄎」旁を帯びるものがあるとす。(圖四中段、趙簋に見える文字)「僕」字が「辛」「𠄎」「井」に従うのは、甲骨文中の𠄎(僕)字(圖三の文字)に對する唐蘭の字源説を參照し、山の内部において兩手(井)で鑿型の工具(辛)を持って僕あつたまを穿ち、これを竹籠(𠄎)に收めることを示す𠄎字の構成から得られたとす。金文の「𠄎伐」などの例については従来通り「撲伐」と讀むのが適

切であり、この字を構成する「𠂔」旁は𠂔字の冠の部分が増化したものではないかとする。そして「業」旁に従う文字としては他に金文の「對」などの例があるが（圖四下段、泉卣に見える文字）、やはり「察」「竊」「淺」の系統の音で讀むことはできない。「業」旁を同一の聲を表すものと見なす劉釗の發想は成り立たず、ここから生まれた翦伐説にも慎重に對應すべきであると結論づける。

郭店楚簡の公表以來、戰國竹簡の文字を甲骨・金文の釋讀に用いることが既に當然のこととなっており、それによって従来の説が覆された例も数多い。劉釗論文はその代表的な事例のひとつであるが、林滢論文はそれに対して行論上の問題点を指摘するとともに、郭店楚簡公表以前の従来の説にも相應の根據があることを示したものである。

なお、劉釗は現在復旦大學出土文獻與古文字研究中心の所屬であるが、かつて吉林大學古籍研究所に所屬し、吉林大學邊疆考古研究中心及び古籍研究所で教鞭を執った林滢の學生にあたる。（佐藤信弥）

李小燕・井中偉著「玉柄形器名“瓚”説——輔證內史毫同與《尚書・顧命》“同瓚”問題」

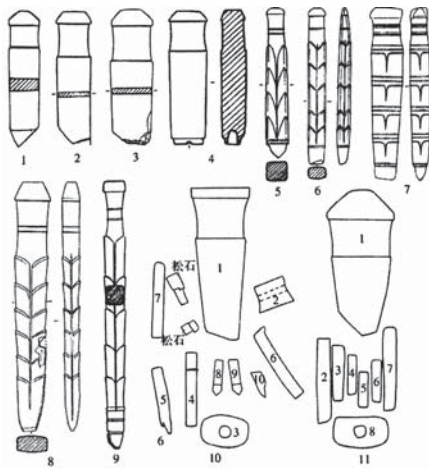
『考古與文物』二〇一二年第三期に掲載された論考である。

序と三つの章から成り、以下、その順序に従って論旨の概要を掲げておく。なお、「」は提要執筆者の補記である。

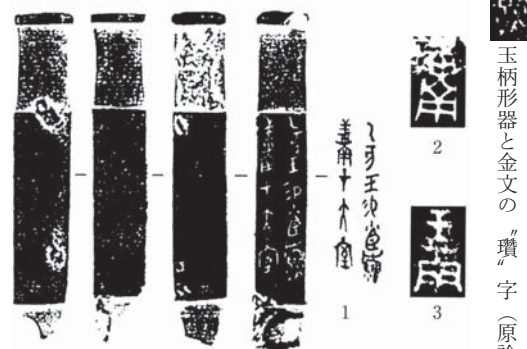
「玉柄形器」（圖一）とは、夏から西周時代にかけて比較的常見する

玉器で、形態について言えば、單體と複合體の兩大類に分けられる。單體のものにはふつう、扁平長方體あるいは扁平橢圓狀で、柄首と柄身で構成され、柄首の兩側は弧形で内收して頸となり、柄身の兩側は平直で、下端は平らかなもの、尖っているもの、柄^柄が出てくるものがある。複合體は單體のものとその下端の附加部分とのセットで、附加部分はふつう鞘型をしており、竹木片あるいは編織物（漆を塗ったものもある）を使って製作され、表面は各層または各列の扉稜「突起部」や浅い溝に細長い玉片・圓形玉片・トルコ石片・蚌片などが象嵌され附着している。

圖一 商代晩期の玉柄形器（原論文圖四より引用）



圖二 小臣 玉柄形器と金文の「瓚」字（原論文圖八より引用）



「一・時代の特徴」







本章で著者は、夏から春秋初期までにおける「玉柄形器」の出土点数・出土状況・器の形態について、夏代・商代前期・商代後期・西周早期・西周晩期から春秋初期までの五期に時代を分け、時代ごとの特徴を述べている。そして本章の論述を総合し、次のような認識が得られるとする。すなわち、「玉柄形器は夏から西周に至るまでの中原地区で比較的常見する特別な意義を有する重要な禮器である。出土地点から見ると、夏商周王朝が絶えず外に向かって開拓を行うにつれ、玉柄形器の分布地域もまた絶えず擴大していき、さらに時期を異にして當時の邊遠地区にまで影響するまでに至った。發見數から見ると、だんだんと増加しました減少するという變化の趨勢が現れている。埋藏


状況から見ると、始終常に青銅禮器あるいは陶禮器と共存し、墓葬中においては一般に棺内の墓主の側、棺あるいは椁の蓋上、棺椁の上に置かれる。祭祀坑においては常に祭器・人身犠牲とともに埋められている。形態の特徴から見ると、簡素から複雑化し再び簡素化する變遷の過程を踏んでいる。總じて言えば、玉柄形器は中原三代「禮制」文化が形成、發展、盛大となり、最後は衰退していく縮圖とみなしうるかもしれない」と。なお、出土点数について著者は、夏代が一六、商代前期が一五、商代後期が二〇八、西周早期が三六〇餘、西周晩期から春秋初期までが約五〇としている。

「二・用途に關する諸説の紹介と批評」

従來の「琴撥」説、「佩飾」説、「大圭」説、「髮簪」説、「玉璋」説、「劍柄」説、「石圭」説、「瓚柄」説、「玉笏」説を紹介・批評して、いずれも成立しがたいとする。また、諸説が玉柄形器の備えている禮制における用途に注意しているにもかかわらず、後代の文獻を利用して歴史の舞臺から早くに去った玉柄形器について討議しているのは、結局その實を得ることができないとする。

「三・本來の名稱は「瓚」

商代晩期の小臣  玉柄形器銘（圖二の1）に、「乙亥王易（錫）小臣  才（在）大室【乙亥、王、小臣  に  を錫ふ、大室に在り】」（拓影は胡振宇・王宏『甲骨續存補編』「甲編下卷七」、天津古籍出版社、一九九六年「第三五葉上」。摹本は商承祚『殷契佚存』、「金陵大學中國文化研究所、一九三三年、」唐蘭序第三葉「下」と言い、小臣  が  という名の

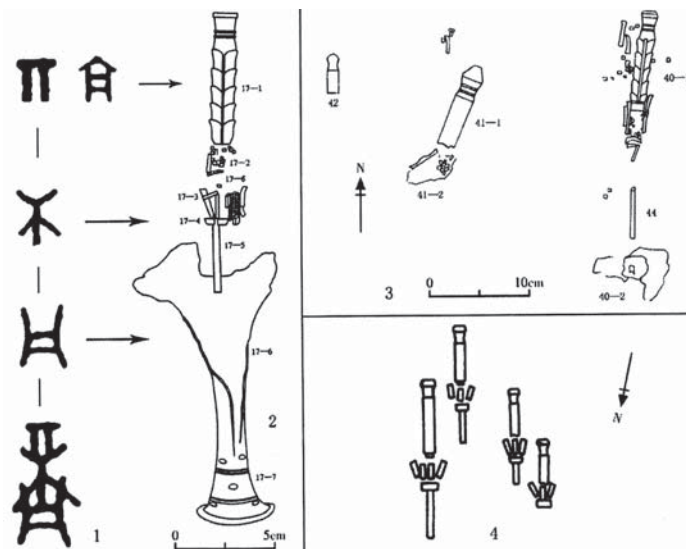
玉器を王から賜っている。「**璜**」字を、學者の多くは「璜」と釋讀する。この字は子黃尊(『殷周金文集成』6000、圖二の2)や榮簋(同421、圖二の3)銘に見える字形と構造上よく似ており、いずれも賞賜品として用いられていることから、「璜」と釋するのは信ずべきだとする。また、口旁を加えた字を「裸」と釋し、「璜」の字形が玉器を「同」中に置いたもので、小臣  玉柄形器に刻された。「璜」字の羊字に似た上部は明らかに玉器と関係があるとみなす方稚松の説(『釋殷墟花園莊東地甲骨中的璜・裸及相關諸字』、『中原文物』二〇〇七年第一期)を引用している。なお著者は、「裸」が口旁に从うのは裸禮を行う際、口に「璜」を食む意を表すものと考えており、これは上古の先民に「玉を神靈な食品とする」觀念があったとの指摘する臧振の説などに従ったものである。

「璜」字の象形構造は、出土した實物から明確な證據を得ることができるとし、洛陽北密西周早期の墓葬のうち、M155などから出土した複合體の玉柄形器を舉げている(圖三の1と2)。

柄部は上向きで、器身は五部に分かれ花瓣紋を飾っている。長さ16、幅2.3—2.8、厚や0.9cm。出土したとき、器身の四周には漆を塗った木片の痕があり、下端には七つの細長い玉片などが圍み、その間には内から四つの橢圓形をしたトルコ石の小片を填めている。それらは端部に粘着していた。その下に長い梯形をした蚌製の臺が置かれ、なかには圓い穴があり、穴は下向きに長さ9.2、徑0.7cmの圓形玉片を挿入している。さらにその下に口徑9、殘高34.8cmのトルコ石を象嵌したラッパ形漆器の痕があり、漆「觚」あろう。これと類似した實

物例も圖三の3と4に示しておく(最下部に容器のないものもある)。

圖三 洛陽北密西周早期墓葬出土の玉柄形器(原論文圖一〇より引用)



圖四 内史亳同（『考古與文物』二〇一〇年第二期、末尾の圖より引用）



また、最下部の宋代以來「觚」と命名されてきたラッパ形酒器は、「同」と釋すべきであるとして、最近報道された「内史亳同」という青銅器を擧げる（圖四）。

器は西周康王期に作られ、その銘文には「成王易（賜）内史亳豊（醴）裸弗敢虔（？）乍（作）裸同【成王、内史亳に醴裸を賜ふ、敢へて虔れず（？））、裸同を作る】」とあって、「裸同」と自名し、裸禮を行う際の酒器であることから、「卣」はもともと竹筒のような飲器の象形

字として使用され、のちに意符「口」を加えて「同」となったのである。

康王が王位を繼承し諸侯群臣を朝見した際の典禮儀節を記述した『尚書』顧命には、「上宗奉同瑁、由阼階躋。……（王）乃受同瑁、王三宿、三祭、三咤。……太保受同、降、盥、以異同秉璋以酢、授宗人同、拜。王答拜。太保受同、祭、嘽、宅、授宗人同、拜。王答拜。太保降、收。諸侯出廟門俟【上宗、同瑁を奉じ、阼階由り躋る。……（王）乃ち同瑁を承け、王、三たび宿み、三たび祭り、三たび咤く。……太保、同を受けて降り、盥い、異なる同を以ひ瑁を乗り以て酢す、宗人に同を授け拜す。王、答拜す。太保、同を受け、祭り、嘽め、宅き、宗人に同を授け拜す。王、答拜す。太保、降り、收む。諸侯、廟門を出でて俟つ】」と言い、ここに記される「同」は内史亳同のような酒器である。また、「瑁」は「璋」と對擧されていることから禮玉で、「以異同秉璋以酢」とは別の「同」器に玉璋を置いて酢祭を行うことを意味し、「同瑁」の使用方法も同様、玉瑁を「同」器中に置いて裸禮を行うとみなす王占奎の説（『讀金隨禮——内史亳同』、『考古與文物』二〇一〇年第二期）に従う。

甲骨文には裸祭の捧げ物として。「瓚」と「鬯」が使用され、殷周金文の賞賜品には常に「瓚」がふくまれ、「鬯」や「貝」と併賜されるものもあり、西周晩期の金文では「圭瓚」と連稱されるようになり、先秦文獻にも「瓚」の記載が多見し、常に玉「瓚」と「鬯」酒が併賜あるいは併擧されていることから、兩者が裸祭を行うときの比較的固定された組み合わせだったことを表している。また、「瓚」と「斗」

はいずれも裸祭の常備器で、「瓚」は玉食（珍貴な食物、美食）、「斗」は鬯酒を酌む器であり、鬯酒を玉食に注いで祖先神に捧げて饗應することが、裸祭の典禮の基本的な手順であった。玉を食とする概念が生じた原因は、一つには玉が高く険しい峰に埋藏されて入手しがたいから、もう一つには上古の先民は玉が天地の間でいちばん珍貴な精物だと信じており、神靈に捧げる最たる美食として用いたからである。考古學上の発見から見ると、西周以前はセットで祭祀専用の玉器は祭祀の體系のなかで重要な作用を發揮していた。西周時代の玉器は禮儀性に重きを置き、東周時代は裝飾審美性に轉向し、元來執行されていた祭祀的機能が絶えず弱められていった。

なお、著者の一人である李小燕は本論文執筆時、吉林大學考古與藝術博物館の所屬、もう一人の井中偉は同じく吉林大學邊疆考古研究中心の所屬である。

（馬越靖史）